

整理番号	消防－法不－88
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
概要	市長は、液化石油ガス販売事業者が、一般消費者等に対する書面の交付につき、法令の基準に違反した場合は、当該事業者に対し、書面を交付又は再交付すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第14条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第14条第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	